

【[納付額]欄の金額が赤字となる原因(第6号様式や第20号様式の税額が変更された場合)】

法人市町村民税を例に説明します。

1. メニュー1002や1003を初めて開いたタイミング(単体仮計算や全体計算後)で、その当時に作成されている第6号様式や第20号様式の税額が、[納付額]欄に初期表示されます。

税 目 等	申告計算結果	納付額
各割額の税額表示区分	☒ 別建表示 ☐ 相殺表示	
法人税割額 01	1,000,000	1,000,000
均等割額 02	400,000	400,000
延滞金 03		
督促手数料 04		
合 計 額 05	1,400,000	1,400,000

2. その後、法人税や地方税WSを修正し、再度、計算処理を行ったとします。
第6号様式等の申告計算結果に変更があり、法人税割額が変わった場合、納付書の画面は以下になります。
例として、法人税割額が、1,000,000円から1,200,000円に変更になったとします。

税 目 等	申告計算結果	納付額
各割額の税額表示区分	☒ 別建表示 ☐ 相殺表示	
法人税割額 01	1,200,000	(※1) 1,000,000
均等割額 02	400,000	400,000
延滞金 03		
督促手数料 04		
合 計 額 05	1,600,000	1,400,000

※1 納付額は上記1の金額のまま変更されません。

[申告計算結果]欄と[納付額]欄の金額に差異が発生するので、法人税割額の[納付額]欄の金額は赤字で表示されます。

また、合計額にも差異が発生するので、一覧画面の[法人市町村民税計]欄の金額も赤字で表示されます。

【納付書を作成する市町村】 (4月細)			
行	コード	市町村名	法人市町村民税計 5
1	271004	大阪府 大阪	1,400,000
2	332020	岡山県 倉敷	410,000

3. [F6税額再複写]ボタンをクリックすると、[納付額]欄に[申告計算結果]欄の金額が複写されて、「[申告計算結果]欄の金額=[納付額]欄の金額」となるので、差異は解消されて法人税割額の[納付額]欄の金額は黒字に戻ります。

※お、税額修正した場合は、赤字で表示します。
戻す場合は、「F6税額再複写」を押してください。
※(税額計算基礎)の「見込納付額」欄へ複写する

見込納付額
確定(複写)

F6税額再複写 F10処理メニュー

税 目 等	申告計算結果	納付額
各割額の税額表示区分	☒ 別建表示 ☐ 相殺表示	
法人税割額 01	1,200,000	1,200,000
均等割額 02	400,000	400,000
延滞金 03		
督促手数料 04		
合 計 額 05	1,600,000	1,600,000

【納付書を作成する市町村】 (4月細)			
行	コード	市町村名	法人市町村民税計 5
1	271004	大阪府 大阪	1,600,000
2	332020	岡山県 倉敷	410,000

以上